



税理士法人 昂

〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル6階
TEL.096-342-6307 FAX.096-342-6308 HP. www.yamane-tax.net

☆ SUBARU TIMES ☆ 1月号

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます

謹んで新春の祝詞を申し上げます。
昨年は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
本年は、弊社支店を筑紫野市にて開設致します。
これまで以上にお客様、並びに弊社に関わる全ての方々の
お役に立てるよう、税務・会計・経営サービスを提供して参ります。
何卒、変わらぬご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。



さて、1月3日付の地元の熊本日日新聞の経営者アンケートによりますと、2020年の景気動向は「良くなる」「やや良くなる」が19.9%で前年対比9.6ポイント減、「どちらともいえない」が44.6%で前年対比2.3ポイント減、「悪くなる」「やや悪くなる」が35.5%で前年対比11.8ポイント増という景気の先行きを不安視する見方が大方の予想でした。理由として、熊本地震の復興需要の一服感に加え、昨年10月に実施された消費税増税の影響によるものを指摘する声が多いようです。

このような経済変化の中、また人口減少という大きな流れによって政治経済、様々なシステム転換を余儀なくされる現代では、「変化に対応する」ということが必要不可欠です。

経営者は変化に対し、自ら率先して先を見通し、計画、実践、改善。そして、結果に対しては、自己責任。当たり前のことですが、これを普通に継続して、そして従業員を巻き込んでできるということが、会社を永続的に経営できるコツではないかと思っております。

ダーウィンの「進化論」の中の“変化する者が生き残る”という一節を肝に銘じ、いい意味で変化に対応する『朝令暮改』を周囲に迷惑をかけない程度に実践していきたいものです。

令和2年度税制改正大綱の目玉！！

今回の税制改正の目玉は、経済成長を促すための投資、グループ企業の税制見直し、租税回避等への措置などでしょう。ここでは、その中のいくつかのポイントをご説明致します。

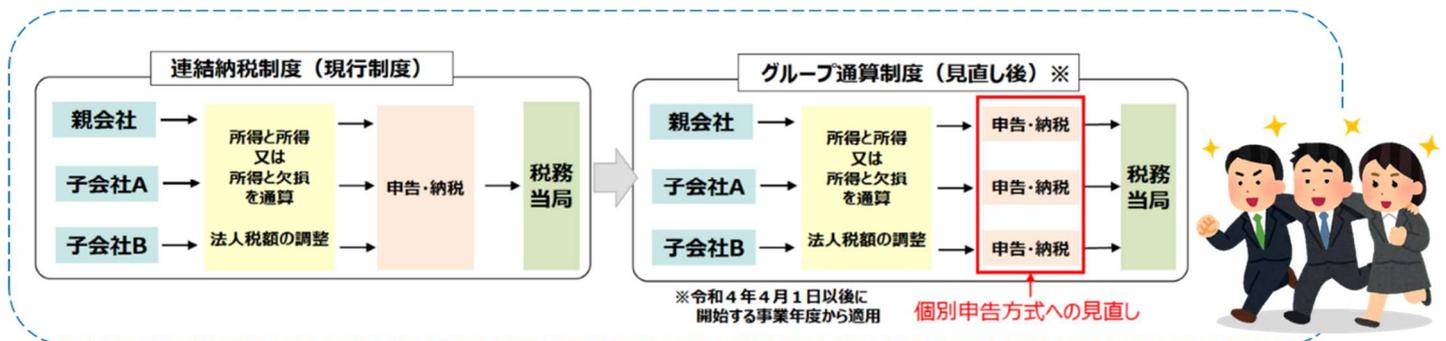
連結納税制度の見直し

1.ポイント

連結納税制度は、企業グループを一体とみて親会社と100%子会社の所得通算等を行う制度。

事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能にする基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直す。

この際、機動的な事業再編を後押しするため、グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小するなどの見直しを行う。



居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1.ポイント

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しを行う。

住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの（以下「居住用賃貸建物」という。）の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。

住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らか貸付けについては、消費税を非課税とする。



上記①の改正は令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について、上記②の改正は同年4月1日以後に行われる貸付けについて適用する。

ただし、上記①の改正は、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用しない。

～改正の背景(消費税還付行為)～

居住用賃貸建物（賃貸住宅）の取得に係る仕入税額については、住宅家賃（非課税売上）に対応するため、本来仕入税額控除の対象となるべきものではないが、作為的な金の売買を継続して行う等の手法により、仕入税額控除を行う事例が散見される。（会計検査院指摘）

64 令和2年1月7日発行 【担当】山根 和彦



☆令和2年度 税制改正大綱セミナーのお知らせ☆

日時：令和2年2月15日（土）10：00～11：30

高齢期における就労拡大、働き方多様化に対する年金、資産形成の改正、様々な租税回避に対する規制、ベンチャー企業支援に対する優遇措置 等々…

この改正により、あなたの生活がどう変化するのか、詳しく解説いたします。

※詳しい内容につきましては、来週以降にご案内いたします☆